

議案第165号

港区福崎1丁目堤防耐震補強工事請負契約の一部変更について

港区福崎1丁目堤防耐震補強工事請負契約（令和4年2月25日議決）の一部を次のとおり変更する。

1 契約金額

変更後の契約金額	令和4年2月25日議決における 契約金額
1,350,800,000円	936,100,000円

2 しゅん工期限

変更後のしゅん工期限	令和4年2月25日議決における しゅん工期限
令和6年3月29日	令和5年11月30日

令和5年9月15日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

港区福崎1丁目堤防耐震補強工事請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

港区福崎 1 丁目堤防耐震補強工事請負契約締結について

港区福崎 1 丁目堤防耐震補強工事請負契約を次の要項により締結する。

- | | | | |
|---|---------|----------------------------------|---------------|
| 1 | 工 事 概 要 | 堤防耐震補強工事
延長 | 一式
181メートル |
| 2 | 契約の相手方 | 大阪市港区市岡 1 丁目 2 番19号
ヤマト工業株式会社 | |
| 3 | 契 約 金 額 | 936,100,000円 | |
| 4 | しゅん工期限 | 令和 5 年11月30日 | |
| 5 | 工 事 場 所 | 大阪市港区福崎 1 丁目 | |

議会の議決に付すべき契約に関する条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が600,000,000円を超える工事又は製造の請負とする。ただし、既決契約の一部変更（契約金額の2割を超える増減がある場合を除く。）については、この限りでない。